

京 都 大 学 に お け る 法 人 文 書 の 管 理 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前					改 正 後						
(前 略)					附 則 この規程は、平成25年5月15日から施行し、平成25年1月1日から適用する。 ただし、適用日前に作成又は取得した法人文書の分類及び保存期間については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。						
別表 法人文書分類基準表 (第5条関係)					別表 法人文書分類基準表 (第5条関係)						
(略)					(同 左)						
所掌	小分類	文書の類型	保存期間	備考	所掌	小分類	文書の類型	保存期間	備考		
会計	(略)				7年	会計	(同 左)				
	3701	} (略)	(略)	7年			3701	} (同 左)	所得税及び住民税に関するもの 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書 給与所得者の配偶者特別控除申告書及び給与所得者の保険料控除申告書 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書 退職所得の受給に関する申告書	7年	
	3702						3702				
	3703						3703				
3799	(略)	3799			(同 左)						
(略)					(同 左)						
会計	3331	} (略)	所得税及び住民税に関するもの 源泉徴収書控(給与簿により確認可能なものを除く。) 給与関係申告書、申請書等 租税条約に関するもの 給与支払報告書及び法定調書 退職所得の受給に関する申告書 その他所得税及び住民税に関するもの	5年	会計	3331	} (同 左)	(略)	5年		
	3332					3332					
	3333					3333					
	3334	} (同 左)				3334	租税条約に関するもの 給与支払報告書及び法定調書				
3399	3399										
(略)					(同 左)						
(後 略)					(同 左)						